



自己適合宣言書

独立行政法人農林水産消費安全技術センターは
次に掲げる試験が ISO/IEC 17025 の要求事項に適合していることを宣言します。

自己適合宣言の対象試験

肥料等試験法 5.1 水銀

肥料等試験法 5.2 ひ素

肥料等試験法 5.3 カドミウム

肥料等試験法 5.4 ニッケル

肥料等試験法 5.5 クロム

肥料等試験法 5.6 鉛

肥料等試験法 3.1 水分又は水分含有量

試験を実施する組織の名称及びその所在地

(試験を実施する組織の名称) 独立行政法人農林水産消費安全技術センター

本 部: 肥飼料安全検査部肥料部門

札 幌: 札幌センター 肥飼料検査課

仙 台: 仙台センター 肥飼料検査課

名古屋: 名古屋センター 肥料検査課

神 戸: 神戸センター 肥料検査課

福 岡: 福岡センター 肥料検査課

(試験を実施する組織の所在地) 本 部: さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟

札 幌: 札幌市中央区大通西10-4-1 札幌第2合同庁舎

仙 台: 仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎

名古屋: 名古屋市中区三の丸1-2-2 名古屋農林総合庁舎2号館

神 戸: 神戸市中央区港島南町1-3-7

福 岡: 福岡市東区千早3-11-15

自己適合宣言者

(宣言者の名称) 独立行政法人農林水産消費安全技術センター肥飼料安全検査部
(宣言者の所在地) さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟

令和2年3月27日

ラボラトリマネジメント(肥飼料安全検査部長)

萩原恭明

この自己適合宣言の対象試験が適合している規格は、

ISO/IEC17025:2017—『General requirements for the competence of testing and calibration laboratories』
(試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)です。

この適合宣言は、

ISO/IEC17050-1:2004(JISQ17050-1:2005)

適合性評価 -『供給者適合宣言 - 第1部』:一般要求事項に基づき行っています。